指定認知症対応型通所介護

重要事項説明書

株式会社　むつみコーポレーション
ほっと乃木ケアセンター　さくら

ほっと乃木ケアセンター　さくら

指定認知症対応型通所介護
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

（那須塩原市指定　第　0991300161　号）

当事業所は、ご契約者に対して認知症対応型通所介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、
「要介護」と認定された方が対象となります。
要介護認定を申請中の方でもサービスの利用は可能です。

１．経営主体

名　　称　　株式会社　むつみコーポレーション
所 在 地　　栃木県那須塩原市新南 163 番地 280
電話番号　　0287-36-6905
代 表 者　　代表取締役　玉　木　　茂

２．事業所の概要

事業所の種類　　指定認知症対応型通所介護事業所
平成２４年６月１日指定
那須塩原市　第　0991300161　号

事業所の目的　　当事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に認知症対応型通所介護サービスを提供します。

事業所の名称　　ほっと乃木ケアセンター　さくら

事業所の所在地　　栃木県那須塩原市新南 163 番地 280

電　話　　0287-48-6556

ＦＡＸ　　0287-36-6998

管理者の氏名　　髙野　愛莉

事業所の運営方針　　「やさしく、わかりやすく、根気よく」をモットーに、利用者及びその家族とのコミュニケーションに努め、利用者の生き生きとした生活づくりを援助します。
また、地域住民との交流に努めるとともに、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

開設年月日　　平成２４年６月１日

利 用 定 員　　１２人（指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者を含みます。）

施設の概要　　通所介護サービスの提供に当たり、当事業所は以下の施設、設備及び備品を整備しております。なお、施設・設備・備品は介護予防認知症対応型通所介護サービスとの共用となっています。

介護保険法で定められた施設	食堂、機能訓練室、相談室、静養室、事務室
その他の施設	浴室、脱衣室、洗面所、便所、台所、汚物処理・洗濯室、その他
その他の主な設備・備品	ベッド、テーブル、イス、テレビ他

３．事業実施地域及び営業時間

〇通常の事業の実施地域

那須塩原市

〇営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日 （ただし、12 月 31 日～1 月 3 日の年末年始を除く）
営業時間	午前８時３０分～午後５時３０分
サービス提供時間	午前８時４５分～午後４時４５分

４．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定認知症対応型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、介護保険の指定基準を遵守しています。なお、職員は指定介護予防認知症対応型通所介護の職務を兼務します。

職　　種	人　　数
１．管理者	１名
２．生活相談員	サービス提供時間帯を通じて１名以上
３．介護職員	２名以上
４．機能訓練指導員	１名

５．当事業所が提供するサービス

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

サービス名	内　　容
１．送　　迎	ご自宅と事業所間の送迎をいたします。
２．健康チェック	ご利用日には必ず健康チェック（血圧、体温、脈拍等）を行います。
３．入　　浴	利用日の体調によりシャワー浴または部分浴になる場合があります。
４．食　　事	栄養ならびに契約者の身体状況を考慮した食事を提供します。 昼食のほかにおやつも準備しております。
５．レクリエーション	ご契約者の身体状況等に応じた運動や趣味活動、季節に合わせた行事など、ご契約者の希望を取り入れたレクリエーション活動を行ってまいります。
６．生活相談	ご家庭での介護のことはもちろん、それ以外の日常生活に関するご相談にも応じます。

６．利用料金

付属別紙（１）「ほっと乃木ケアセンターさくら利用料金表」をご参照ください。

〇自己負担の利用料金のお支払方法

毎月１０日迄に前月分を請求いたしますので、２５日迄に現金または銀行振込でお支払いください。

〇利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止の申出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無　　料
利用予定日の前日までに申出がなかった場合	９００円

③ サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況により、ご契約者の希望日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。

７．サービス利用にあたっての留意事項

項　　目	留　意　内　容
１．送迎時間	道路事情、天候等により、予定時間を前後する場合があります。
２．体調確認	利用時に健康チェックを行いますが、居宅において体調の変化、通院等がありましたら、必ずお知らせください。
３．体調不良等による利用の変更・中止	健康チェックで異常がある場合や健康状態がすぐれない場合には、サービスの中止または内容を変更することがあります。
４．設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
５．勧誘活動	施設内での当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような勧誘活動（宗教活動、政治活動、営利活動）を行うことはできません。

８．緊急時等における対応

職員は、通所介護サービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。

９．非常災害対策

管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で年２回以上実施する等、利用者の安全に対して万全の策を講じます。

１０．相談・苦情の受付について

〇当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口

担当者　　髙野　愛莉（管理者）　・　髙宮　明子（生活相談員）

電　話　　0287-48-6556

ＦＡＸ　　0287-36-6998

② 受付時間

毎日　　午前８時３０分～午後５時３０分

＊受付時間外でも、常時連絡可能な体制をとっております。

〇当事業所以外にも、下記の相談窓口があります。

窓　　口	電　　話
那須塩原市　高齢福祉課　介護管理係	0287-62-7191
栃木県国民健康保険団体連合会　介護保険課	028-622-7242

１１．虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

担当者　　髙野　愛莉（管理者）　・　髙宮　明子（生活相談員）

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

令和　　年　　月　　日

指定認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、重要事項を記した本書面を交付し説明を行いました。

ほっと乃木ケアセンター　さくら

説明者　（職名）

（氏名）

私は、事業者から重要事項を記した本書面の交付と説明を受け、指定介護認知症対応型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者　（住所）

（氏名）　　印

［署名代行者］

（住所）

（氏名）　　印